

## 申告の手引き

申請書名	省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書						
対象の要件	<p>○平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること</p> <p>○平成 20 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に行われた省エネ改修工事で下表のもの</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">省エネ改修工事完了時期</th> <th style="text-align: center;">自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日</td> <td style="text-align: center;">30 万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日</td> <td style="text-align: center;">50 万円超</td> </tr> </tbody> </table> <p>○下記のいずれかの工事を行っていること</p> <p>①窓の改修工事（※必須 必ず行っていること）</p> <p>②床の断熱改修工事</p> <p>③天井の断熱改修工事</p> <p>④壁の断熱改修工事</p>	省エネ改修工事完了時期	自己負担額	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	30 万円以上	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	50 万円超
省エネ改修工事完了時期	自己負担額						
平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	30 万円以上						
平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	50 万円超						
減額の内容	<p>省エネ改修工事の完了した年の翌年度分に限り、1 戸当たり 120 m<sup>2</sup>相当分までの固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます</p> <p>（都市計画税は対象となりません）</p>						
申告の方法	<p>改修工事の完了後 3 か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「省エネ改修に係る固定資産税の減額申告書」の提出が必要となります</p> <p>◎添付書類</p> <p>①現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書 （建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人の発行したもの）</p> <p>②改修工事の費用を証明する書類(写し) （工事明細書・領収証）</p> <p>③改修工事個所の写真・図面</p>						
問い合わせ先	<p>税務住民課 資産税班</p> <p>電話番号 043-496-1171 内線114・115</p>						